

## (仮称) 浜田太陽光発電所に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業計画は、島根県浜田市において、出力で 29,900 キロワット、事業実施想定区域面積約 155 ヘクタールの太陽電池発電所の設置を目指すものである。

今回、島根県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき送付のあった計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業に対して浜田市長からは、カーボンニュートラルの推進等に資することが期待される一方で、環境影響も懸念されることから、その回避・低減措置や土地利用の変化に起因する防災対策の検討、地域住民等への配慮を求める旨の意見が提出されている。

## 1 総括的事項

(1) 事業計画の検討に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を得ながら、調査地域の適切な設定と科学的根拠に基づく最新かつ正確な情報を用いた調査を行うこと。調査によって得られた結果に基づく適切な予測及び評価並びに環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。

なお、環境保全措置については、環境への影響の回避・低減を優先し、代償措置を前提とすることがないようにすること。

(2) 環境影響評価を行う過程において、事業計画の変更等により調査の項目及び手法の選定に係る事項に変更が生じた場合は適切に見直しを行い、必要に応じて追加的な調査等を適切に行うこと。

(3) 本事業の事業実施想定区域の多くの部分は久代川の集水区域であり、その河口域は極めて自然度が高い。事業実施想定区域及びその周辺にはこうした自然環境上重要な地域が存在しており、工事の実施により自然環境に影響が生じるおそれがある。また、事業実施想定区域には森林法に基づく保安林があり、事業の実施により、土砂流出防備機能等の低下が生じるおそれもある。一方で、本配慮書においては、工事計画の詳細が検討段階であることを理由に、工事の実施による影響が計画段階配慮事項に選定されていない。

今後の手続きに当たっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の自然環境の重要性を十分に認識した上で、太陽電池発電所の設備等の構造・配置、機材搬入路等を含めた具体的な工事計画を明らかにし、環境影響評価の項目の選定や調査、予測及び評価の手法の決定を行うこと。

(4) 今後の手続きに当たっては、広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、条例に基づく環境影響評価図書の縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報発信に努めること。

また、説明会の開催その他効果的な方法により、地域住民等の懸念事項の把握を継続して行うとともに、事業による環境、健康及び生活への影響についての丁寧な説明や要望に応じた改善など誠意を持って対応し、相互理解の促進に努めること。

(5) 事業実施想定区域から 200mの範囲に福祉施設が存在しており、工事用資機材等の搬出入路として想定されている県道 254 号線沿いに位置していることから、工事中の騒音等による環境影響が懸念される。また、発電設備の配置によっては反射光等による影響も懸念される。このため、工事計画を含めた事業計画の検討に当たっては、当該福祉施設に十分配慮すること。

(6) 侵入動物や自然災害等によって太陽光パネルが破損・飛散し、周辺環境に影響が生じるおそれがある。また、雑草繁茂への対策として除草を行う場合、除草剤の使用など、その方法によっては周辺水域の水質や周辺土壤に影響が生じるおそれがある。

施設稼働後の維持管理計画については、これらを念頭に置き、継続的な水質検査等を含む、地域住民等の要望も踏まえた適切な内容を検討すること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音

事業実施想定区域周辺に存在する福祉施設周辺を調査地点とするなど適切に調査を行い、定量的に予測及び評価を行った上で、福祉施設等に配慮した工事計画及び発電設備の配置等とすること。

### (2) 水質

工事中及び供用後に発生する土砂や濁水により周辺地域の水環境に重大な影響を及ぼす可能性があることから、近年増加している集中豪雨等の傾向も十分考慮した上で、濁水等による影響の適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、太陽光パネルの設置により土地の透水係数や雨水の流出係数が変化することにも留意し、調整池その他排水設備は安全側での設計とすること。

### (3) 地形及び地質・地盤

ア 事業実施想定区域及びその周辺には崩れやすい砂礫層が分布している。工事中及び供用後の土地の改変が斜面崩落や土砂流出等を誘発しないよう、近年増加している集中豪雨等の傾向も十分考慮した上で、適切に発電設備の配置等を計画し、必要に応じて地盤改良等の措置をとること。

イ 事業実施想定区域の北東部及び南部は、土地の掘削や改良時に自然由来の重金属類等（ヒ素等）が検出されやすい砂礫層が分布する地域となっていることから、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が生じないよう配慮すること。

#### （4）反射光

事業実施想定区域の周囲には複数の施設及び住宅等が存在することから、反射光による影響についての適切な調査、予測及び評価に基づき発電設備の配置等を計画すること。

なお、調査内容の検討に当たっては、地域住民等の要望を十分に聞き取り、眺望点や地域住民の日常的な視点場、主要道路といった地点の選定も検討すること。

#### （5）動物・植物・生態系

ア 事業実施想定区域内及びその周辺には、しまねレッドデータブック掲載種の生息生育情報があり、天然記念物ヤマネなどが生息する可能性もある。本事業による影響が懸念されることから、周辺の河川や海域の水産資源への影響についても留意し、専門家の意見を踏まえた上で適切な調査、予測及び評価を行い、動植物への影響を回避・低減するよう工事中及び供用後における保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。

イ 動物に対する影響として、太陽光パネルを水面と誤認し、生息する水鳥及び渡り鳥が衝突したり昆虫等が引き寄せられたりするといった可能性がある。また、最新の研究では、コウモリのエコロケーションに影響を与える懸念があることが示されている。このため、専門家の意見や最新の知見等を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、対策等について検討すること。

ウ 事業実施想定区域には植生自然度10に相当する自然植生があるなど、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たす植生が存在している。また、事業用地には、浜田地方で減少が著しいアカマツ林があるとされるが、マツ枯れ等により大きな変化が生じる可能性がある。事業計画の検討に当たっては、事業用地の維持管理の方法を含め、これらの環境への影響を回避・低減するよう留意すること。

エ 太陽光パネル下の草地環境の維持等を目的とした播種に当たっては、専門家等の意見を踏まえ、外来種を使用しないことはもとより、在来種の地域性種苗を選定することに留意し、事業実施想定区域の生態系について配慮した上で適切に実施すること。

## （6）景観

発電設備等の配置の検討にあたっては、専門家や地域住民の意見も踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、周辺景観と調和した事業となるように努力すること。

また、眺望点の選定にあたっては、既存資料の確認に加え、必要に応じ地域住民、観光客、施設の利用者等や、関係自治体の意見を聴くなどし、道路及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等についても対象とすること。

## （7）廃棄物等

ア 工事により発生する土砂及び伐採木等の発生量について、可能な限り早期段階において、工事内容に基づく算出もしくは類似事例等から予測するとともに、処理計画について事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避・低減するよう慎重に検討すること。

イ 事業に伴い発生する廃棄物については発生抑制やリサイクル等に努め、適正に処理すること。

また、太陽光パネルの選定に当たっては、使用済みとなった際のリユース・リサイクルを考慮すること。